



保土谷化学

HODOGAYA

第159期 定時株主総会
招集ご通知

証券コード 4112

ごあいさつ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社第159期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

保土谷化学グループは、電解法苛性ソーダの生産を開始した1916年の創業以来今日まで、長い歴史により培われた技術を基に、様々な製品・事業を展開してまいりました。

近年では、時代時代の要請に合わせ、機能性色素分野・機能素材応用分野といった、各種スペシャリティ製品を中心とする事業構造の転換に、スピードを上げて取り組んでまいりました。

保土谷化学グループは、急変する新しい時代においても、お客様をはじめとする皆様方への価値提供が常に出来るようグループをあげて努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長 **松本祐人**



経営理念

私たちは、化学技術の絶えざる革新を通じ、
お客様が期待し満足する高品質の製品・サービスを世界に提供し、
環境調和型の生活文化の創造に貢献します。

第159期のハイライト

決算

▶ 売上高

色素材料や、有機EL材料の需要増加等により増収

▶ 営業利益

売上高の増加やコストダウン、原燃料が低価格で推移したこと等により、増益

▶ 経常利益

営業利益が増加したほか、為替差損が減少したこと等により、増益

企業

▶ 平成28年11月1日に創立100周年を迎えたことから、新たな経営体制を構築し、中期経営計画の確実な遂行を期するため代表取締役社長として松本祐人が就任いたしました。

▶ 平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株とする株式併合を実施し、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

目次

ごあいさつ

招集ご通知

第159期定時株主総会招集ご通知 3

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件 5

第2号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 6

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 31

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 35

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 38

(添付書類)

事業報告 39

連結計算書類 66

計算書類 69

監査報告 72

(ご参考) 事業TOPICS 76

株主の皆様へ

証券コード 4112
平成29年6月5日

東京都中央区八重洲二丁目4番1号
保土谷化学工業株式会社
取締役社長 松本 祐人

第159期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第159期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に、
議案に対する賛否をご表示いただき、**平成29年6月27日（火曜日）午後5時45分までに**、
到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合

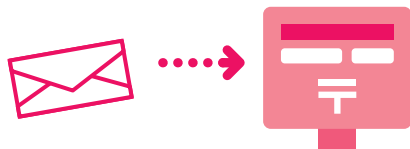


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**株主総会当日に**
会場受付にご提出ください。

開催日時 平成29年6月28日（水）午前10時より

開催場所 日本工業倶楽部 2階大会堂

郵送（書面）にて 議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のう
えご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せ
ずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして
お取扱いいたします。

*同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限 平成29年6月27日（火）午後5時45分到着分まで

記

- 1 日時** 平成**29**年**6**月**28**日（水曜日）午前**10**時（受付開始：午前9時）
- 2 場所** **日本工業倶楽部 2階大会堂**
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第159期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
 - 第159期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の
継続の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、
お願い申し上げます。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、
「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、
法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、
本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して、
及び会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、
同ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.hodogaya.co.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、有用な人材を継続的に確保するため、補欠監査等委員である取締役の選任決議の効力を2年とする旨の規定を、下表のとおり、当社定款第23条に、新たに第3項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第23条 (任期)	第23条 (任期)
1. 取締役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	1. 取締役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。	2. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	3. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

第2号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成26年6月26日開催の当社第156期定時株主総会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について株主の皆様のご承認をいただいております（以下、「現対応策」といいます。）が、その有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、現対応策の導入後も、社会・経済情勢の変化や買収防衛策に関する実務の動向等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から、その継続の是非及び見直しの要否を検討してまいりました。

その結果、現在においても、当社の中長期的な企業価値・株主共同の利益に資さない株券等の大規模買付行為が想定され得ること、また、わが国の公開買付制度では、株主の皆様がその是非を検討するための時間と手続が未だ十分ではないと考えられることから、その必要性は継続していると判断いたしました。

そこで、当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）に基づき、現対応策の内容を一部改定し（以下、改定後の対応策を「本対応策」といいます。）、本株主総会における株主の皆様のご承認を得られることを条件に、継続することといたしました。

本議案は、定款第19条の定めに基づき、本対応策を継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

買収防衛策の内容は、下記のとおりです。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループの特長は、機能性色素・機能性樹脂・基礎化学品・アグロサイエンス・物流関連等の各分野で、それぞれのグループ会社が、高いスペシャリティを持っていることです。

その中で、当社のグループ会社は、それぞれの研究開発・生産・販売部門が三位一体となり、お客様の多種多様なご要望に対応して、独自の技術力やネットワークを活かしながら、常に、高品質の製品やサービスを提供しております。そしてそのことが、当社グループ全体としての高い評価につながり、お客様との強い信頼関係を、築いております。

こうしたグループパワーを、さらに高めるために、今後も、コスト競争力・収益力・リスク抵抗力に対し優位性を持った、当社グループを構築してまいります。

株主総会参考書類

成長事業・育成事業では、経営資源を傾斜配分し、事業の一層の強化・拡大を図ってまいります。
また、有機合成を核とする得意技術とノウハウを、一層、応用展開していくことで、グループ全体の高機能・高付加価値化を進め、お客様に、よりご満足いただける製品・サービスの提供を、実現してまいります。

このように、各事業分野の専門技術に特化したグループ会社での、シナジー効果の発揮に加え、得意技術・ノウハウの応用展開により、高機能・高付加価値創出型の企業グループを目指すことが、当社並びに株主の皆様との共同の利益、及び当社の企業価値の向上に資するものと、考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業理念及び企業価値の源泉を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目指すものでなければならないと考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組み

1. 事業の強化

当社グループは、2015年度を初年度とする

6カ年の中期経営計画“HONKI 2020”（2015～2020年度）をスタートさせました。

（Hodogaya as Only one, Number one with our Key technology and Imagination）
2020年度に「グローバル・ニッチ分野でオンリーワン・ナンバーワンのスペシャリティ製品を創出し続ける企業」を目指し、その実現のために、将来の拡大に向けた整備をいたします。

○“HONKI 2020”骨子

各事業を次の4種類に分類し、基盤事業の強化を図りながら、将来の事業を強化・育成してまいります。

- 基盤事業 : 現在もすでに収益を上げている事業
- 成長事業 : 2015～2016年度に、成果が摘み取れる事業
- 育成事業 : 2017～2018年度に、成果が摘み取れる事業
- 新製品創出 : 2019年度以降に、成果が摘み取れる事業

“HONKI 2020”では、以下の施策に取り組んでまいります。

- 1) 競争力を取り戻し「安定した収益基盤の確保」
- 2) 「次世代の柱」を確立
- 3) 「新たな付加価値」の創出による事業領域の拡大
- 4) グローバル運営体制の一層の強化
- 5) 多様化する社会に対応できる人材の育成
- 6) C S R（企業の社会的責任）の取組みの強化

1) 競争力を取り戻し「安定した収益基盤の確保」

基盤事業：現在もすでに収益を上げている事業

[基本方針]

- ・コストダウンの実施
- ・生産能力増強
- ・新規用途開発
- ・グローバルに拡販

[主要事業]

[機能性色素セグメント]

- ・既存C C A（電荷制御剤）
- ・アルミ着色用染料、文具用染料
- ・カラートリートメント用染料

[機能性樹脂セグメント]

- ・既存ポリオール材料（バイオポリオール、特殊ポリオール）
- ・ホスゲン誘導品
- ・タイヤ用接着剤
- ・防水材、止水材

[基礎化学品セグメント]

- ・過酸化水素、過炭酸ソーダ

[アグロサイエンスセグメント]

- ・除草剤
- ・殺虫剤
- ・受託製剤

[物流関連セグメント]

- ・物流・倉庫業

株主総会参考書類

2) 「次世代の柱」を確立

成長事業：2015～2016年度に、成果が摘み取れる事業

- [基本方針]
- ・成長する市場の中で、売上高・シェアを拡大
 - ・戦略的投資の展開

[主要事業]

[機能性色素セグメント]

- ・有機EL材料
- ・環境対応型CCA（電荷制御剤）

[基礎化学品セグメント]

- ・過酢酸
- ・動物薬用過酸化水素

[アグロサイエンスセグメント]

- ・除草液剤
- ・メガソーラー緑地管理分野

3) 「新たな付加価値」の創出による事業領域の拡大

育成事業：2017～2018年度に、成果が摘み取れる事業

新製品創出：2019年度以降に、成果が摘み取れる事業

(1) 育成事業

- [基本方針]
- ・新製品の創出
 - ・売上高・販売シェアの拡大

[主要事業]

[機能性色素セグメント]

- ・カラーフィルター用染料
- ・カラートナー用CCA（電荷制御剤）
- ・インクジェット用染料

[機能性樹脂セグメント]

- ・新規ポリオール材料

[アグロサイエンスセグメント]

- ・農業用途向け過酸化水素

(2) 新製品創出

- 【基本方針】 ・ 2020年度に「新製品売上高50億円」を目指す
 ・ 当社グループの長い歴史の中で培われた、有機合成力・製造技術力を基礎とした「高純度化技術力」・「機能素材開発力」・「機能素材評価力」を活用し、スペシャリティ製品を上市、「豊かな社会」への貢献を目指す

4) グローバル運営体制の一層の強化

- 【基本方針】 ・ グローバル・ニッチ分野で、顧客ニーズを的確に把握し、事業活動を推進する

5) 多様化する社会に対応できる人材の育成

- 【基本方針】 ・ 「自ら考え、調べ、行動する」人材を育成し、グループの活性化を促す

6) CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) の取組みの強化

- 【基本方針】 ・ 全てのステークホルダーからの信頼を維持・強化し、社会の発展に貢献する

○ 経営目標

	2020年度 (計画)
売上高	500億円
営業利益	50億円
営業利益率	10.0%

以上の施策を実施することにより、株主・顧客・地域社会・従業員等全てのステークホルダーのご期待に沿うよう、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主総会参考書類

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策導入の目的

当社は、上記Ⅰ. 記載の基本方針に基づいて、また、Ⅱ. 記載の取組みを推進する上でも、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう大規模買付行為に対しては、適切な対抗措置を迅速かつ的確に講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると、認識しております。

このような認識のもと、当社は、2. 1) に規定する大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう大規模買付行為でないかどうかを、株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために、当社取締役会が、2. 1) に規定する大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、本対応策を導入することを決定いたしました。

2. 本対応策の内容

本対応策に関する手続きの概要は、(別紙2)の「買収防衛策の概略図」に記載のとおりですが、かかる概略図は、株主の皆様の本対応策に対する理解に資することを目的として便宜上作成した参考資料ですので、詳細については、以下をご参照ください。

1) 対抗措置の対象となる買付行為

本対応策においては、次の(1)もしくは(2)に該当する行為又はこれらに類似する行為(ただし、当社の取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本対応策に基づく対応措置が発動されることがあります。

(1) 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者の株券等保有割合(注2)の合計が20%以上となる買付

(2) 当社が発行者である株券等（注3）について、公開買付を行う者の株券等所有割合（注4）及びその特別関係者（注5）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(注1) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注2) 株券等保有割合とは、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。

以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、

①同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに

②当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社

（以下、「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。

なお、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができます。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 株券等所有割合とは、金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。

以下同じとしますが、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができます。

(注5) 特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、①共同保有者、及び

②契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。

以下別段の定めがない限り同じとします。

2) 大規模買付ルールの設定（大規模買付ルールの内容は、以下のとおりです。）

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨及び以下の内容を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

株主総会参考書類

①大規模買付者の概要

- ア) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- イ) 設立準拠法
- ウ) 代表者の氏名
- エ) 国内連絡先
- オ) 会社等の目的及び事業の内容
- カ) 大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名の概要）

②大規模買付者の行う大規模買付行為の概要

（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要を含みます。）

③大規模買付者が現に保有する当社株券等の数、及び意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況

なお、意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。当社は、意向表明書を受領した旨及び当社の株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により、公表します。

（2）大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者に対して、当社取締役会が、当社の株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成等のために、必要十分な情報として、大規模買付者に提供を求める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を記載したリストを交付します。

大規模買付者には、大規模買付情報を日本語で記載した書面を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、過去の買取及び大規模買付行為の履歴、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無及び内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及び根拠を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
- ⑥大規模買付行為後における当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠（当社特許、ブランド等の活用施策を含みます。）

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対して情報提供の回答期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家（以下、「外部専門家」といいます。）の意見も参考にした上で、提供していただいた情報のみでは、大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、原則として、大規模買付者に対して、大規模買付情報が揃うまで追加の情報を提供するよう要請します。

株主総会参考書類

また、当社取締役会は、当社取締役会が大規模買付情報に係る追加的な情報提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合、又は大規模買付者から提供していただいた情報が大規模買付情報として十分であるか否かについて疑義がある場合には、以下の3)に規定する独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、適宜外部専門家の助言を得ながら検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

なお、当社は、大規模買付者から提供を受けた情報のうち、株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に対して通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、以下の①又は②の期間（いずれの場合も初日不算入）の範囲内において、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

①対価を金銭（円貨）のみとし当社株券等の全てを対象とする公開買付による大規模買付行為の場合には、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日から最長60日間

②その他の大規模買付行為の場合には、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日から最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、適宜外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者、当該大規模買付行為の具体的内容、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法等について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

なお、下記3) (4)に基づき株主意思を確認するため株主総会を開催するときは、大規模買付者は当該株主総会終結時まで大規模買付行為を開始してはならないものとします。

3) 独立委員会の設置・株主総会の開催

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、及び大規模買付ルールが遵守された場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために、必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。客観的で中立的な判断がなされることを、担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。

独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、及び他社の取締役又は執行役として、経験のある社外者等の中から取締役会が選任するものとします。

本対応策継続時の独立委員会の委員には、本株主総会における、監査等委員である取締役の選任議案につきまして、株主の皆様のご承認を得られることを条件に、加藤周二氏、山本伸浩氏及び本村裕三氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、(別紙3)の「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

株主総会参考書類

(2) 独立委員会に対する諮問

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されていないという判断、遵守されているが対抗措置を発動するという判断を行う際には必ず独立委員会に諮問します。また、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合にも、独立委員会に対して諮問することができます。かかる両諮問がなされたときは、独立委員会は、当社の費用により必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告について最大限尊重するものとします。

(3) 独立委員会に対する情報の提供

独立委員会は適宜、当社取締役会に対して、大規模買付者から提供された情報等、必要な情報を提供するよう要請することができ、当該要請があったときには、当社取締役会は、当該情報を独立委員会に提供するものとします。

(4) 株主総会の開催

独立委員会から、対抗措置の発動の是非について、株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権無償割当てに関する議案を、当社定款第20条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。

当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において、本新株予約権無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。
当該株主総会において当該議案が可決された場合には、本新株予約権無償割当てを行います。

4) 対抗措置発動の条件

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて独立委員会に諮問します。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を、合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提出されないことのみをもって、大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものといたします。大規模買付ルールが遵守されておらず、対抗措置を発動すべきであると独立委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。対抗措置の具体的な方策は、5)に記載のとおりです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等を、ご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

具体的には、(別紙5)記載の「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」に掲げる、いずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

対抗措置の具体的な方策は、5)に記載のとおりです。

株主総会参考書類

5) 対抗措置の具体的方策

本対応策における対抗措置の具体的方策としては、原則として、当社株主総会の決議による、委任に基づく当社取締役会の決議に基づき、概要を（別紙4）の「本新株予約権の概要」に記載する新株予約権（本議案において、「本新株予約権」といいます。）の無償割当て（会社法第277条）を行います。

ただし、独立委員会から、対抗措置の発動の是非について、株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、本新株予約権無償割当てを、当社定款第20条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。

また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められる、その他の対抗措置を発動することが、適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

6) 対抗措置の中止又は撤回（不発動）等

前記5)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対しその判断について諮問し、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の中止又は撤回（不発動）等を行うことがあります。

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当てを行う場合、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等により対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断したときには、独立委員会に対しその判断について諮問し、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当ての中止により、また、新株予約権無償割当て後、行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の中止又は撤回（不発動）等を行う場合は、法令及び金融商品取引所規則に従い、当該決定について適時・適切な時期及び方法により、独立委員会が必要と認める事項とともに公表いたします。

7) 買取防衛策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、平成32年6月に開催予定の、当社第162期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、

- (1) 本定時株主総会において、本対応策の継続に関する議案が承認されなかった場合、
- (2) 当社株主総会において、本対応策を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、
- (3) 当社取締役会において、本対応策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応策は、その時点で廃止若しくは変更されるものとします。

3. 本対応策の合理性及び公正性

1) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において、本対応策の継続に関する議案を付議し、株主の皆様のご承認が、得られなかった場合には、本対応策は継続しないものとし、株主の皆様のご意向を反映させてまいります。

また、当社は、本対応策の有効期限の満了前であっても、関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じ本対応策の見直しを検討してまいります。本質的な変更及び廃止につきましては、株主総会において議案としてお諮りいたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年間であるため、本対応策の有効期間中といえども、毎年の定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本対応策の継続につきましては株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

2) 買取防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が、平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益確保又は向上のための買取防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の確保の原則）をいずれも充足しています。

株主総会参考書類

また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。

- 3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の、共同の利益の確保又は向上の目的をもって、導入されていること

本対応策は、上記2に記載のとおり、大規模買付者に対して、事前に、大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び期間の確保を求めることによって、当社取締役会による、当該大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案を可能とするものです。

また、これにより、当該大規模買付行為に応じるべきか否かに関して、株主の皆様の適切な判断が可能になります。

すなわち、本対応策は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の株主共同の利益に反する大規模買付行為を、抑止するために導入されるものです。

- 4) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応策における、大規模買付行為に対する対抗措置は、事前に開示した合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会の恣意的な発動を、防止するための仕組みが確保されております。

- 5) 独立委員会の設置及び外部専門家からの助言の取得

当社は、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、業務を執行する取締役会から独立している、社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上で構成され、対抗措置の発動の是非、株主意思の確認のための株主総会の招集、株主総会招集時の取締役会評価期間の延長等について、取締役会に対して勧告を行います。

取締役会は、この勧告を最大限尊重して、会社法上の機関として決議を行います。

6) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策でないこと

本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。
また、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響

1) 本対応策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の導入時には、本新株予約権無償割当て自体は行われません。
したがって、本対応策が、その導入時に、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して、直接具体的な影響を与えることはありません。

2) 新株予約権無償割当て時に株主及び投資家に与える影響

当社取締役会が、対抗措置の発動を決定し、原則に従い、本新株予約権無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. 6)に記載の手續等に従い、当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回等を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

株主総会参考書類

- 3) 新株予約権無償割当ての実施後における新株予約権の行使又は取得に際して
株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の保有する、当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権について、行使又は取得の結果、株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収は、その限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況 (平成29年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式総数 8,413,726株 (自己株式511,518株を含む)
3. 株主数 7,176名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東ソー株式会社	700,000株	8.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	356,800株	4.6%
株式会社みずほ銀行	298,704株	3.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	253,200株	3.2%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	229,200株	2.9%
農林中央金庫	227,430株	2.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	219,200株	2.8%
明治安田生命保険相互会社	164,535株	2.1%
株式会社東邦銀行	148,399株	1.9%
三井住友海上火災保険株式会社	141,400株	1.8%

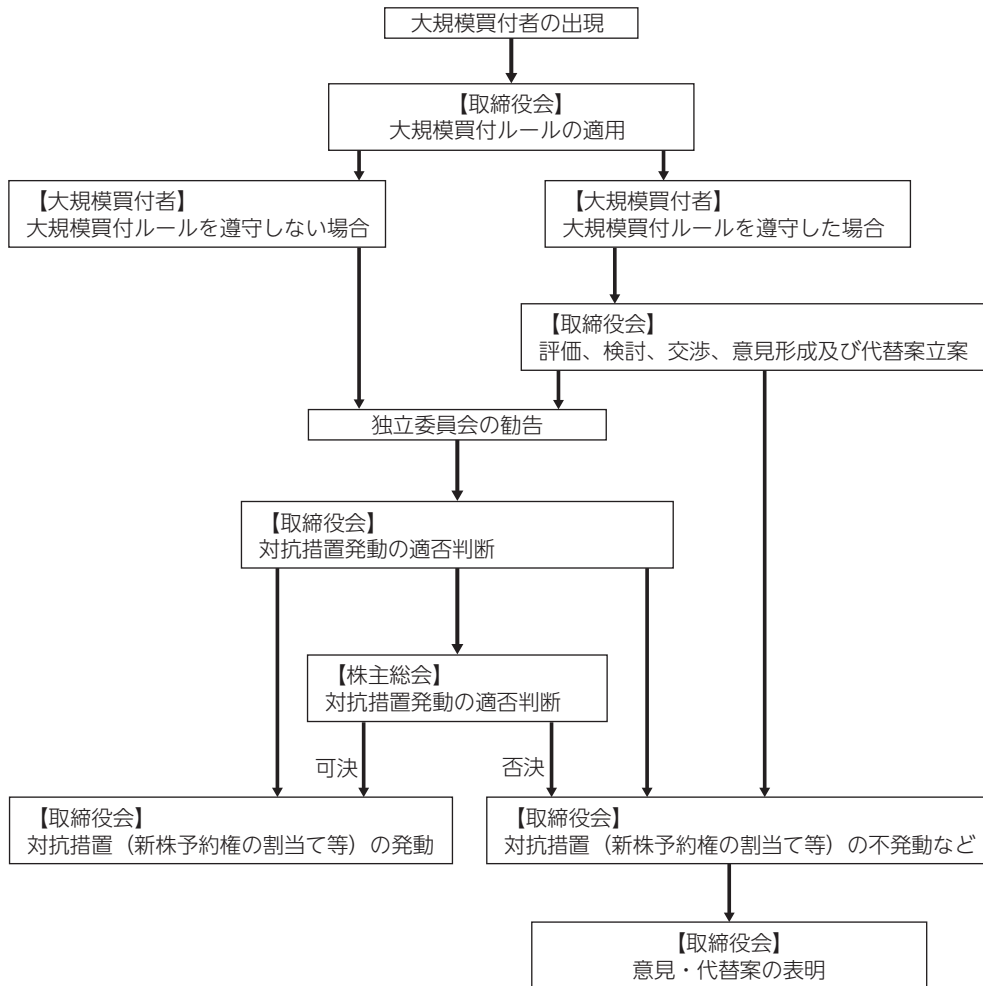
※当社は、自己株式 (511,518株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 ※出資比率は、自己株式を控除して計算しております。
 ※平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。

株主総会参考書類

(別紙2)

買収防衛策の概略図

本「買収防衛策の概略図」は、あくまでも本対応策の内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成しております。本対応策の詳細については、本文をご参照ください。



(別紙3)

独立委員会委員の略歴

本株主総会における、監査等委員である取締役の選任議案につきまして、株主の皆様のご承認を得られることを条件に、本対応策の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

○加藤周二（昭和28年1月10日生）

昭和50年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
平成7年6月 国土庁長官官房参事官
平成9年5月 通商産業省大臣官房付
平成9年12月 社団法人国際経済政策調査会主任エコノミスト
平成11年5月 社団法人国際経済政策調査会理事
財団法人日本立地センター特別客員研究員
平成13年12月 株式会社ビックカメラ入社
株式会社フューチャー・エコロジー代表取締役社長
平成15年11月 株式会社ビックカメラ取締役
平成22年2月 株式会社ビックカメラ取締役CSRO 兼 内部統制室長
平成25年6月 株式会社小林洋行社外監査役（現在は社外取締役（監査等委員））
当社社外取締役
平成27年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

○山本伸浩（昭和31年2月22日生）

昭和54年4月 農林中央金庫入庫
平成19年6月 同事務企画部長
平成21年6月 系統債権管理回収機構株式会社取締役企画管理部長
平成22年10月 同社取締役業務部長
平成24年6月 同社常務取締役
平成27年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

株主総会参考書類

○本村裕三（昭和29年8月6日生）

昭和53年4月	農林省（現 農林水産省）入省
平成7年11月	同省食品流通局食品環境対策室長
平成9年1月	香川県農林水産部長
平成12年4月	同省構造改善局防災課長
平成15年10月	同省中国四国農政局次長
平成20年7月	同省水産庁資源管理部長
平成22年4月	同省近畿中国森林管理局長
平成24年6月	株式会社協同セミナー（現 株式会社農林中金アカデミー）取締役
平成25年6月	同社常勤監査役 現在に至る

(別紙4)

本新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てます。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 発行する新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とします。

4. 新株予約権の割当価額

無償とします。

株主総会参考書類

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で当社取締役会が定める額とします。

新株予約権の発行後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に、新株予約権の行使請求書、及び株主ご自身が大規模買付者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただき、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されます。

ただし、新株予約権の内容について、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を加える等の変更を行った場合、すなわち、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得することができることと定めた場合には、当社が取得の手続きを取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 行使条件

大規模買付者は、新株予約権を行使できないものとします。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、上記7以外の行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

9. 取得条項付新株予約権

上記5にて記載したとおり、新株予約権の内容については、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を加える等の変更を行う場合があります。

(別紙5)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

1. 大規模買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で当社の株券等を、当社又は当社関係者に引き取らせる目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を、一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を、当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で、当社の株券等の取得を行っている判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を、当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に、当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当させるか、あるいは、かかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株券等の取得を行っている判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に、当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社又は当社の顧客、従業員その他の利害関係者の利益を毀損し、それによって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうことが明らかであると判断される場合

以上

株主総会参考書類

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

き た の と し か ず

喜多野 利和

(昭和24年10月28日生)

再 任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月 株式会社日本興業銀行入行
平成13年6月 同社執行役員秘書兼人事部長
平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行常務取締役
平成18年3月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取
平成19年5月 当社顧問
平成19年6月 当社取締役副社長
平成20年6月 当社代表取締役社長
平成22年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員
平成28年11月 当社代表取締役会長 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会終結時） 10年
- 所有する当社の株式数 8,000株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 15/15回

取締役候補者とした理由

平成19年5月の入社以降、当社グループの社業全般に関する豊富な経験と知識を有しており、また、強いリーダーシップを持って職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号

2

まつもと ゆうと
松本 祐人

(昭和35年11月19日生)

再 任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年 4月 当社入社
 平成16年 6月 HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A),INC. 取締役社長
 平成22年 4月 当社電子・色素材料事業部長
 平成24年 4月 当社イメージング材料事業部長
 平成25年 4月 当社事業推進部長
 平成26年 4月 当社執行役員事業推進部長
 平成27年 6月 当社取締役兼常務執行役員
 平成28年11月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

昭和58年4月の入社以降、研究開発部門の業務を経て、海外を含めた営業部門の業務に携わり、平成28年11月当社代表取締役社長に就任いたしました。以降も、豊富な経験と知識を有し、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

- 取締役在任年数（本総会最終時） 2年
- 所有する当社の株式数 3,200株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 15/15回

候補者番号

3

すなだ えいいち
砂田 栄一

(昭和26年6月24日生)

再 任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年 4月 株式会社日本興業銀行入行
 平成14年 6月 当社法務・知的財産部長
 平成16年 4月 当社コンプライアンス統括部長
 平成17年 6月 当社執行役員コンプライアンス統括部長
 平成18年 7月 当社執行役員業務改革推進部長
 平成20年 6月 当社執行役員内部統制部長兼IT統括部長
 平成23年 4月 当社常務執行役員内部統制部長
 平成26年 6月 当社常務執行役員法務部長
 平成27年 6月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

平成14年6月の入社以降、当社グループの法務・内部統制・内部監査・IT部門の業務に携わり、現在も、同部門の総轄として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

- 取締役在任年数（本総会最終時） 2年
- 所有する当社の株式数 3,400株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 15/15回

株主総会参考書類

候補者番号

4

かさはら かおる

笠原 郁

(昭和31年7月18日生)

再 任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社
平成21年4月 当社研究企画管理部長
平成22年4月 当社執行役員研究開発部長
平成27年4月 当社執行役員研究開発部門副総轄
平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会最終時） 2年
- 所有する当社の株式数 3,100株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 14/15回

取締役候補者とした理由

昭和56年4月の入社以降、研究開発・製造部門の業務に携わり、現在は、当社グループの研究開発部門の総轄として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号

5

まつの しんいち

松野 眞一

(昭和34年3月8日生)

再 任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社
平成14年6月 当社購買部長
平成21年4月 当社経営企画部長
平成23年4月 当社執行役員経営企画部長
平成24年4月 当社執行役員郡山工場長
平成27年4月 当社執行役員生産部門副総轄
平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会最終時） 2年
- 所有する当社の株式数 3,500株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 15/15回

取締役候補者とした理由

昭和56年4月の入社以降、研究開発・購買・営業・企画部門及び工場長の業務に幅広く携わり、現在は、当社グループの生産・人事・総務部門の総轄として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号

6

とみやま ひろみつ

富山 裕光

(昭和35年7月20日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年4月 当社入社
 平成18年7月 当社機能化学品事業部長
 平成24年4月 当社経営企画部長
 平成25年4月 当社執行役員経営企画部長
 平成26年4月 保土谷UPL株式会社取締役社長
 平成28年4月 当社執行役員事業部門副総轄
 平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会最終時） 1年
- 所有する当社の株式数 2,400株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 12/12回
(取締役就任後)

取締役候補者とした理由

昭和59年4月の入社以降、研究開発・製造・購買・企画・営業部門の業務に幅広く携わり、現在は、当社グループの営業・経営企画部門の総轄として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号

7

あみの りょういち

網野 良一

(昭和34年2月14日生)

新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年4月 株式会社日本興業銀行入行
 平成19年4月 株式会社みずほコーポレート銀行ミラノ支店長
 平成24年4月 同社執行役員、みずほコーポレート銀行（中国）有限公司行長
 平成27年8月 みずほ銀行（中国）有限公司董事長
 平成29年4月 当社常務執行役員 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会最終時） 一年
- 所有する当社の株式数 0株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 一回

取締役候補者とした理由

前職では、海外を含めた営業部門や企画部門の業務に携わり、平成29年4月当社に入社いたしました。以降、当社グループの営業部門の副総轄として、前職での豊富な経験と知識を活用しており、今後も職務を適切に遂行することが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

※各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 ※各候補者の当期末の担当は、招集通知の55ページ及び56ページに記載しております。

株主総会参考書類

第4号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

み し ば ひ で つ ぐ
三柴 英嗣

(昭和28年9月5日生)

再 任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行
平成15年9月 興銀リース株式会社管理部法務室長
平成18年6月 当社コンプライアンス統括部長
平成20年6月 当社法務部長
平成23年4月 当社執行役員法務部長
平成26年6月 当社監査役
平成27年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会終結時） 2年
- 所有する当社の株式数 2,400株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 15/15回

取締役候補者とした理由

平成18年6月の入社以降、法務部門の業務に幅広く携わり、現在は、当社の監査等委員である取締役として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号

2

えびすい さとし
蛭子井 敏

(昭和24年9月25日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月 当社入社
 平成9年6月 当社経営企画部長
 平成12年6月 当社取締役事業本部副本部長
 平成14年6月 当社常務取締役事業本部長兼
 樹脂材料事業部長兼化学品事業部長
 平成20年6月 当社専務取締役
 平成22年6月 当社取締役兼専務執行役員
 平成27年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る

取締役候補者とした理由

昭和48年4月の入社以降、企画・営業部門の業務に幅広く携わり、現在は、当社の監査等委員である取締役として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

- 取締役在任年数（本総会終結時） 17年
- 所有する当社の株式数 7,700株
- 平成28年度における
取締役会への出席状況 15/15回

候補者番号

3

かとう しゅうじ
加藤 周二

(昭和28年1月10日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
 平成7年6月 国土庁長官官房参事官
 平成9年5月 通商産業省大臣官房付
 平成9年12月 社団法人国際経済政策調査会主任エコノミスト
 平成11年5月 社団法人国際経済政策調査会理事
 財団法人日本立地センター特別客員研究員
 平成13年12月 株式会社ビックカメラ入社
 株式会社フューチャー・エコロジー代表取締役社長
 平成15年11月 株式会社ビックカメラ取締役
 平成22年2月 株式会社ビックカメラ取締役CSRO兼内部統制室長
 平成25年6月 株式会社小林洋行社外監査役（現在は社外取締役（監査等委員））
 当社社外取締役
 平成27年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

これまで官庁等での幅広い業務経験を培われ、また、経営者としての幅広い知識・経験も有しており、平成27年6月に当社の監査等委員である取締役に就任されました。その後も職務を適切に遂行していることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。
 なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- 社外取締役在任年数（本総会終結時） 4年
- 所有する当社の株式数 900株
- 平成28年度における
取締役会への出席状況 15/15回

株主総会参考書類

候補者番号

4

やまもと のぶひろ

山本 伸浩

(昭和31年2月22日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月 農林中央金庫入庫
平成19年6月 同事務企画部長
平成21年6月 系統債権管理回収機構株式会社取締役企画管理部長
平成22年10月 同社取締役業務部長
平成24年6月 同社常務取締役
平成27年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

平成27年6月に当社の監査等委員である取締役に就任後、それまでの長年にわたる幅広い業務と知見を当社の業務に活かしていただいております。今後も職務を適切に遂行していただけることが期待されることから当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- 社外取締役在任年数（本総会終結時） 2年
- 所有する当社の株式数 400株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 15/15回

候補者番号

5

もとむら ゆうぞう

本村 裕三

(昭和29年8月6日生)

新 任

社外取締役候補者

独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月 農林省（現 農林水産省）入省
平成7年11月 同省食品流通局食品環境対策室長
平成9年1月 香川県農林水産部長
平成12年4月 同省構造改善局防災課長
平成15年10月 同省中国四国農政局次長
平成20年7月 同省水産庁資源管理部長
平成22年4月 同省近畿中国森林管理局長
平成24年6月 株式会社協同セミナー（現 株式会社農林中金アカデミー）取締役
平成25年6月 同社常勤監査役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

これまでの官庁での長年にわたる幅広い業務経験と、事業会社での監査役としての幅広い知識・経験を当社の業務に活かしていただき、職務を適切に遂行することが期待できることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

なお、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

- 社外取締役在任年数（本総会終結時） 一年
- 所有する当社の株式数 0株
- 平成28年度における取締役会への出席状況 一回

※各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

※各候補者の当期末の担当は、招集通知の55ページに記載しております。

※監査等委員である各取締役が選任された場合には、当社は、各氏との間で、「責任限定契約」を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社の監査等委員である取締役は、現在5名（うち社外取締役3名）となっておりますが、法令に定める、監査等委員である社外取締役の員数を過半数とする要件について、今後、員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

わたなべ　いくひろ
渡辺 郁洋

(昭和30年6月8日生)

社外取締役候補者



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 農林中央金庫入庫
平成19年 6月 同管財部長
平成21年 6月 スターゼン株式会社内部監査部長
平成25年 4月 同社執行役員法務部長
平成26年10月 株式会社農林中金総合研究所顧問
平成27年 6月 総合警備保障株式会社監査役
株式会社農林中金総合研究所監査役 現在に至る

● 所有する当社の株式数

0株

補欠の社外取締役候補者とした理由

金融機関や事業会社での長年にわたる幅広い業務経験と知見を有しており、それらを当社の業務に活かし、職務を適切に遂行することが期待できることから、当社の補欠の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

※渡辺郁洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

※渡辺郁洋氏は、補欠の社外取締役候補者です。

※渡辺郁洋氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社は、同氏の間で、「責任限定契約」を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

以上

1 当社グループの現況

1. 当期の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における各国経済の動向について見てみますと、欧州経済は、英国のEU離脱決定により、一時的に経済の混乱が見られましたが、景気は緩やかな回復が継続しました。

米国経済は、雇用環境の改善・底堅い個人消費により、景気は緩やかな拡大基調が続きました。

中国経済は、インフラ投資の加速や住宅販売の加速等により、景気は徐々に上向いてきたものの不動産投資の過熱を抑制するため、引き締め気味の金融調節の結果等から、経済成長は、緩やかに減速しました。

その中、わが国の経済は、堅調な雇用環境に支えられ、個人消費には持ち直しの兆しが見られる等、景気は緩やかに持ち直しました。

このような情勢下、当期の連結売上高は、色素材料や、有機EL材料の需要増加等により、前期比9億12百万円増（2.7%増）の347億39百万円になりました。

損益面では、売上高の増加やコストダウンに加え、原燃料が低価格で推移したこと等により、営業利益は、前期比13億円増（156.8%増）の21億29百万円となりました。

また、経常利益は、前期比14億60百万円増（230.6%増）の20億94百万円、

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比11億40百万円増（140.6%増）の19億51百万円となりました。

売上高

347億39百万円

前期比

2.7%増 ↗

営業利益

21億29百万円

前期比

157%増 ↗

経常利益

20億94百万円

前期比

231%増 ↗

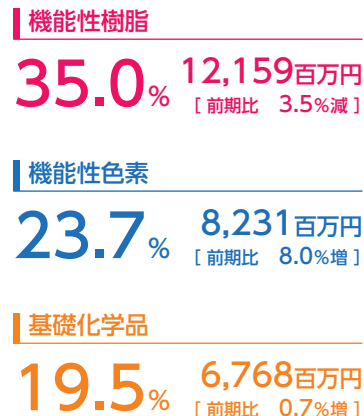
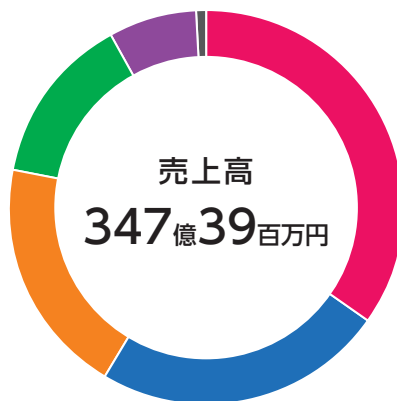
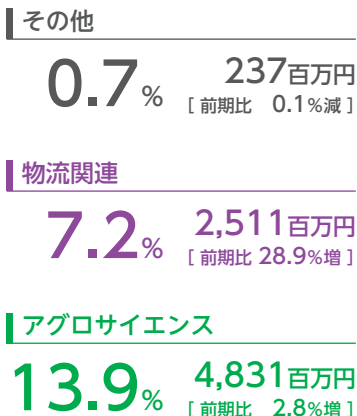
親会社株主に帰属する当期純利益

19億51百万円

前期比

141%増 ↗

セグメント別売上高構成比



主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

セグメント	事業	主要な製品・業務
機能性樹脂	樹脂材料	ウレタン原料、接着剤、剥離剤
	建築材料	ウレタン系・セメント系の土木・建築用材料、防水・止水工事
	特殊化学品	ホスゲン誘導品（医薬・樹脂材料・電子材料用の各種中間体）
機能性色素	有機 E L 材料	正孔輸送材料、電子輸送材料、発光材料
	イメージング材料	トナー用電荷制御剤、有機光導電体材料、インクジェット用染料
	色素材料	アルミ着色用染料、文具用染料、カラートリートメント用染料、食品添加物
基礎化学品	工業薬品	過酸化水素及び誘導品、その他工業用基礎原料
アグロサイエンス	農業	除草剤、殺虫剤、酸素供給剤
物流関連	物流関連	倉庫業、貨物運送取扱業

※有機 E L 材料事業は、当社、SFC CO.,LTD.、及びHODOGAYA CHEMICAL KOREA CO.,LTD.にて開発・製造・販売を行っております。

※建築材料事業は、当社及び保土谷バンデックス建材(株)にて製造・販売を行っております。

なお、保土谷バンデックス建材(株)は、平成29年4月1日付で保土谷建材(株)に商号変更いたしました。

※農業事業は、当社、保土谷UPL(株)及び保土谷アグロテック(株)にて製造・販売を行っております。

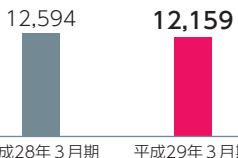
※物流関連事業は、保土谷ロジスティックス(株)にて行っております。

事業報告

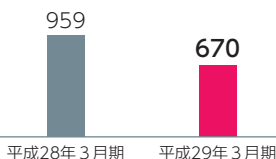
機能性樹脂 セグメント



売上高 121億59百万円
前期比 3.5%減 ▼



営業利益 6億70百万円
前期比 30.2%減 ▼



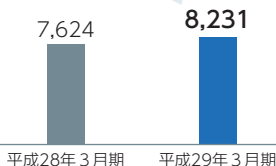
樹脂材料事業は、円高の影響がありましたが、ウレタン原料での需要が国内外で堅調に推移しました。また、タイヤ用途向け材料は需要が好調に推移したことにより、増収となりました。一方、建築材料事業は、ウレタン系防水材料が競争激化により減収となり、特殊化学品事業は、医薬品分野での需要減少や、円高の影響により、減収となりました。その他の仕入品でも競争激化により、減収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は121億59百万円、営業利益は6億70百万円となりました。

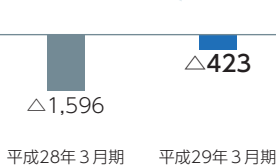
機能性色素 セグメント



売上高 82億31百万円
前期比 8.0%増 ▲



営業利益 △4億23百万円
前期比 ■



イメージング材料事業は、プリンター向け材料の需要低迷と競争の激化で依然厳しい状況が続いており、大幅な減収となりました。一方、色素材料事業は、デジタル家電向けアルミ着色用染料が好調に推移し、大幅な増収となり、有機EL材料事業は、ディスプレイ分野での新規採用もあり、増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は82億31百万円、営業損失は4億23百万円となりました。

基礎化学品 セグメント



売上高

67億68百万円

前期比 0.7%増

6,719

6,768

平成28年3月期

平成29年3月期

営業利益

9億19百万円

前期比 36.7%増

672

919

平成28年3月期

平成29年3月期

過酸化水素は、主力の紙パルプ向けが需要の減少により減収となりましたが、工業薬品向けで需要が増加し、増収となりました。また、過酸化水素誘導品は、家庭用洗剤向けが増加し、増収となりました。しかし、その他の仕入品の販売終了により、減収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は67億68百万円、営業利益は9億19百万円となりました。

アグロサイエンス セグメント



売上高

48億31百万円

前期比 2.8%増

4,700

4,831

平成28年3月期

平成29年3月期

営業利益

2億49百万円

前期比 23.0%減

323

249

平成28年3月期

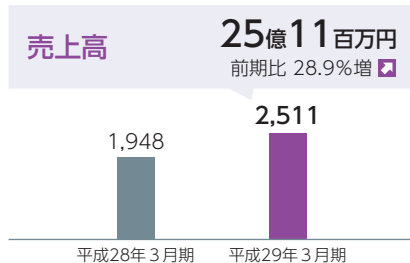
平成29年3月期

除草剤は、鉄道向けで需要が増加したものの、家庭園芸向けで減収となり、前期並みとなりました。また、殺虫剤は、需要の増加により増収となりました。

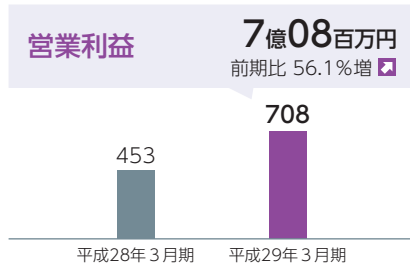
以上の結果、当セグメントの売上高は48億31百万円、営業利益は2億49百万円となりました。

事業報告

物流関連 セグメント



倉庫業が堅調に推移したことに加え、輸出の取り扱いが好調に推移したこと等により、大幅な増収となりました。以上の結果、当セグメントの売上高は25億11百万円、営業利益は7億8百万円となりました。



(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、約7億円であります。

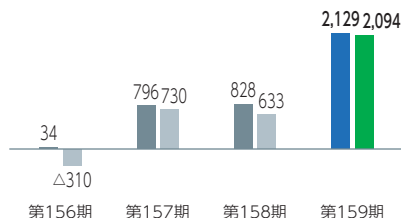
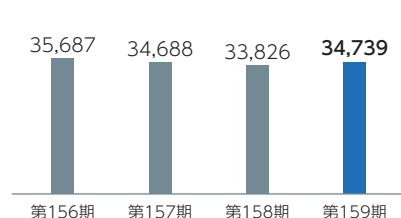
2. 財産及び損益の状況

売上高

(単位：百万円)

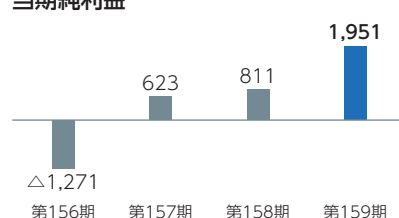
■ 営業利益 / ■ 経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)

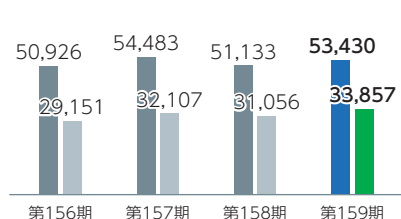
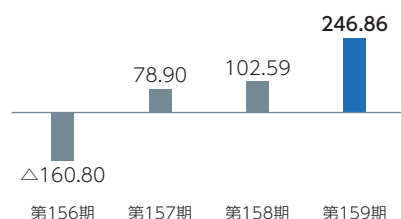


1株当たり当期純利益

(単位：円)

■ 総資産 / ■ 純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区 分		第156期 (平成26年3月期)	第157期 (平成27年3月期)	第158期 (平成28年3月期)	第159期 (平成29年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	35,687	34,688	33,826	34,739
営業利益	(百万円)	34	796	828	2,129
経常利益	(百万円)	△310	730	633	2,094
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	△1,271	623	811	1,951
1株当たり当期純利益	(円)	△160.80	78.90	102.59	246.86
総資産	(百万円)	50,926	54,483	51,133	53,430
純資産	(百万円)	29,151	32,107	31,056	33,857
1株当たり純資産額	(円)	3,408.49	3,739.98	3,658.17	4,023.85

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

※1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、また1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数により、算出しております。

※平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。

第156期（平成26年3月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり総資産額を算定しております。

事業報告

3. 対処すべき課題

中期経営計画について

6つのテーマに沿った着実な取り組みが確かな成果と新たな芽を生み出しています。

当社グループは、2015年度を初年度とする

6 年間の中期経営計画“HONKI 2020”（2015～2020年度）をスタートさせました。

(Hodogaya as **O**nly one, **N**umber one with our **K**ey technology and **I**magination)

2020年度に「グローバル・ニッチ分野でオンリーワン・ナンバーワンのスペシャリティ製品を創出し続ける企業」を目指し、その実現のために、将来の拡大に向けた整備をいたします。

○“HONKI 2020”骨子



各事業を次の4種類に分類し、基盤事業の強化を図りながら、将来の事業を強化・育成してまいります。

- 基盤事業 : 現在もすでに収益を上げている事業
- 成長事業 : 2015～2016年度に、成果が摘み取れる事業
- 育成事業 : 2017～2018年度に、成果が摘み取れる事業
- 新製品創出 : 2019年度以降に、成果が摘み取れる事業

“HONKI 2020”では、以下の施策に取り組んでまいります。

- 1) 競争力を取り戻し「安定した収益基盤の確保」
- 2) 「次世代の柱」を確立
- 3) 「新たな付加価値」の創出による事業領域の拡大
- 4) グローバル運営体制の一層の強化
- 5) 多様化する社会に対応できる人材の育成
- 6) C S R (企業の社会的責任) の取組みの強化

- 1) 競争力を取り戻し「安定した収益基盤」の確保

基盤事業：現在もすでに収益を上げている事業

[基本方針]

- ・コストダウンの実施
- ・生産能力増強
- ・新規用途開発
- ・グローバルに拡販

[主要事業]

[機能性色素セグメント]

- ・既存C C A (電荷制御剤)
- ・アルミ着色用染料、文具用染料
- ・カラートリートメント用染料

[機能性樹脂セグメント]

- ・既存ポリオール材料 (バイオポリオール、特殊ポリオール)
- ・ホスゲン誘導品
- ・タイヤ用接着剤
- ・防水材、止水材

事業報告

〔基礎化学品セグメント〕

- ・過酸化水素、過炭酸ソーダ

〔アグロサイエンスセグメント〕

- ・除草粒剤
- ・殺虫剤
- ・受託製剤

〔物流関連セグメント〕

- ・物流・倉庫業

2) 「次世代の柱」を確立

成長事業：2015～2016年度に、成果が摘み取れる事業

〔基本方針〕

- ・成長する市場の中で、売上高・シェアを拡大
- ・戦略的投資の展開

〔主要事業〕

〔機能性色素セグメント〕

- ・有機E L材料
- ・環境対応型CCA（電荷制御剤）

〔基礎化学品セグメント〕

- ・過酢酸
- ・動物薬用過酸化水素

〔アグロサイエンスセグメント〕

- ・除草液剤
- ・メガソーラー緑地管理分野

- 3) 「新たな付加価値」の創出による事業領域の拡大
- 育成事業：2017～2018年度に、成果が摘み取れる事業
- 新製品創出：2019年度以降に、成果が摘み取れる事業

i) 育成事業

[基本方針]

- ・新製品の創出
- ・売上高・販売シェアの拡大

[主要事業]

[機能性色素セグメント]

- ・カラーフィルター用染料
- ・カラートナー用CCA（電荷制御剤）
- ・インクジェット用染料

[機能性樹脂セグメント]

- ・新規ポリオール材料

[アグロサイエンスセグメント]

- ・農業用途向け過酸化物

ii) 新製品創出

[基本方針]

- ・2020年度に「新製品売上高50億円」を目指す
- ・当社グループの長い歴史の中で培われた、有機合成力・製造技術力を基礎とした「高純度化技術力」・「機能素材開発力」・「機能素材評価力」を活用し、スペシャリティ製品を上市、「豊かな社会」への貢献を目指す

- 4) グローバル運営体制の一層の強化

[基本方針]

- ・グローバル・ニッチ分野で、顧客ニーズを的確に把握し、事業活動を推進する

- 5) 多様化する社会に対応できる人材の育成

[基本方針]

- ・「自ら考え、調べ、行動する」人材を育成し、グループの活性化を促す

事業報告

6) C S R (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) の取組みの強化
[基本方針]

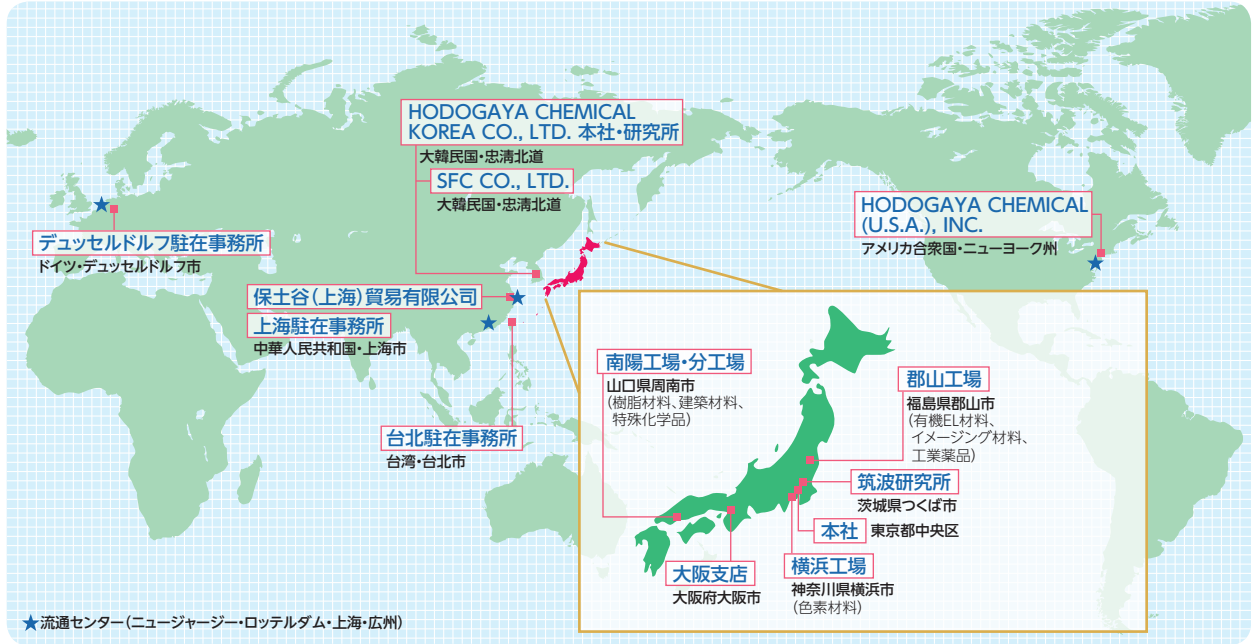
- ・ 全てのステークホルダーからの信頼を維持・強化し、社会の発展に貢献する

○ 経営目標

	2020年度 (計画)
売上高	500億円
営業利益	50億円
営業利益率	10.0%

以上の施策を実施することにより、株主・顧客・地域社会・従業員等全てのステークホルダーのご期待に沿うよう、全社一丸となって取り組んでまいります。

4. 重要な親会社及び子会社の状況 (平成29年3月31日現在)



(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

事業報告

(2) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
SFC CO.,LTD.	(百万ウォン) 2,317	51.9	有機 E L 材料及び精密化学品 の製造・販売
HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO.,LTD.	(百万ウォン) 500	85.0	化学品の仕入・販売及び開発
保土谷バンデックス建材(株)	250	100.0	土木・建築材料の製造・販売
保土谷UPL(株)	290	60.0	農薬の製造・販売
保土谷アグロテック(株)	60	80.0	農薬の製造・販売
桂産業(株)	30	100.0	化学品の仕入・販売
HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A.) ,INC.	(千US\$) 100	100.0	化学品の仕入・販売
保土谷(上海)貿易有限公司	(千元) 2,100	100.0	化学品及びその原料の仕入・ 販売
保土谷ロジスティックス(株)	350	100.0	倉庫業、貨物運送取扱業
保土谷JRFコントラクトラボ(株)	70	87.6	化学品の分析及び研究・開発 業務受託

※議決権比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

※保土谷バンデックス建材(株)は、平成29年4月1日付で保土谷建材(株)に商号変更いたしました。

②その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

5. 主要な営業所、工場及び研究所 (平成29年3月31日現在)

(1) 当社

本社	東京都中央区
営業拠点	大阪支店(大阪市)
生産拠点	郡山工場(福島県郡山市)、横浜工場(横浜市)、南陽工場(山口県周南市)
研究所	筑波研究所(茨城県つくば市)
海外拠点	上海駐在事務所(中華人民共和国上海市)、台北駐在事務所(台湾台北市)、 デュッセルドルフ駐在事務所(ドイツデュッセルドルフ市)

(2) 主要な子会社

国内

保土谷バンデックス建材(株)	本社 営業拠点	東京都中央区 東京支店（東京都中央区）、大阪支店（大阪市）、 札幌営業所（札幌市）、仙台営業所（仙台市）、 名古屋営業所（名古屋市）、福岡営業所（福岡市）
	研究所	開発研究所（横浜市）
保土谷UPL(株)	本社 研究所	東京都中央区 筑波研究所（茨城県つくば市）
保土谷アグロテック(株)	本社 研究所	東京都中央区 筑波研究所（茨城県つくば市）
桂産業(株)	本社 営業拠点	東京都中央区 名古屋営業所（名古屋市）、大阪営業所（大阪市）
保土谷ロジスティックス(株)	本社 営業拠点	東京都中央区 郡山営業所（福島県郡山市）、横浜営業所（横浜市）、 南陽営業所（山口県周南市）
保土谷JRFコントラクトラボ(株)	本社	茨城県つくば市

※保土谷バンデックス建材(株)は、平成29年4月1日付で保土谷建材(株)に商号変更いたしました。

海外

SFC CO.,LTD.	本社	大韓民国 忠清北道
	生産拠点	大韓民国 忠清北道
	研究所	大韓民国 忠清北道
HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO.,LTD.	本社	大韓民国 忠清北道
	研究所	大韓民国 忠清北道
HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A.) ,INC.	本社	アメリカ合衆国 ニューヨーク州
保土谷（上海）貿易有限公司	本社	中華人民共和国 上海市

事業報告

6. 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

(1) 企業グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比
機能性色素	229名	9名増
機能性樹脂	101名	2名減
基礎化学品	69名	5名減
アグロサイエンス	38名	3名増
物流関連	39名	—
その他	47名	2名減
全社 (共通)	168名	2名増
合計	691名	5名増

(2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
426名	4名減	43.2歳	19.4年

※平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位を四捨五入しております。

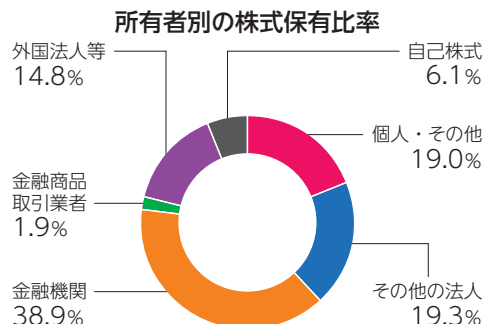
7. 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,489百万円
農林中央金庫	1,434百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,267百万円
株式会社東邦銀行	1,051百万円
株式会社山口銀行	911百万円

2 会社の現況

1. 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,413,726株
(自己株式511,518株を含む)
- (3) 株主数 7,176名
(前期末比 2,194名減)



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東ソー株式会社	700,000株	8.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	356,800株	4.6%
株式会社みずほ銀行	298,704株	3.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	253,200株	3.2%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	229,200株	2.9%
農林中央金庫	227,430株	2.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	219,200株	2.8%
明治安田生命保険相互会社	164,535株	2.1%
株式会社東邦銀行	148,399株	1.9%
三井住友海上火災保険株式会社	141,400株	1.8%

※当社は、自己株式 (511,518株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 ※持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 ※平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

事業報告

3. 会社役員 の 状 況 (平成29年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査等委員の状況

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
取締役会長	代表取締役	喜多野 利 和
取締役社長	代表取締役	松 本 祐 人
取締役		砂 田 栄 一
取締役		笠 原 郁
取締役		松 野 眞 一
取締役		富 山 裕 光
取締役 (常勤監査等委員)		三 柴 英 嗣
取締役 (常勤監査等委員)		蛭子井 敏
取締役 (監査等委員)		佐 藤 正 昭
取締役 (監査等委員)	(株)小林洋行 社外取締役 (監査等委員)	加 藤 周 二
取締役 (監査等委員)		山 本 伸 浩

※佐藤正昭氏、加藤周二氏及び山本伸浩氏は、社外取締役（監査等委員）であります。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

※当期中の取締役の異動

(1) 平成28年6月28日付で、取締役の堀切良浩氏は、任期満了により、退任いたしました。

(2) 平成28年6月28日開催の第158期定時株主総会において、富山裕光氏は、新たに取締役に選任されました。

※三柴英嗣氏、蛭子井敏氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等へ出席することや、内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

※取締役（監査等委員）の三柴英嗣氏、蛭子井敏氏、佐藤正昭氏、加藤周二氏及び山本伸浩氏とは、当社定款第30条により、責任限定契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

※当期末における執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
社長執行役員	全般	松 本 祐 人
常務執行役員	内部統制部、内部監査部、経理部、法務部、IT統括部 総轄	砂 田 栄 一
常務執行役員	研究開発部、新規テーマ探索プロジェクト 総轄	笠 原 郁
常務執行役員	秘書室、人事部、総務部、生産・技術管理部、購買部、環境・安全・品質保証部、郡山工場、横浜工場、南陽工場 総轄	松 野 眞 一
常務執行役員	経営企画部、百周年記念行事準備プロジェクト、関係会社の管理、事業推進部、有機EL事業部、イメージング材料事業部、色素材料事業部、機能化学品事業部、パーオキサイド事業部、アグロ事業推進部、大阪支店、関係会社の営業 総轄	富 山 裕 光
執行役員	南陽工場長	佐々木 利 徳
執行役員	総務部長	増 子 俊 満
執行役員	有機EL事業部長 兼 HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO.,LTD.取締役会長	倉 重 浩 一
執行役員	保土谷アグロテック(株) 取締役社長	井 口 裕 之
執行役員	内部統制部長	佐 藤 伸 一
執行役員	IT統括部長	遠 山 正 史

事業報告

(2) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （－）	178百万円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （3）	48百万円 （18）
合計 （うち社外取締役）	12名 （3）	227百万円 （18）

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

※取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。

※取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。

※上記には、平成28年6月28日開催の第158期定時株主総会において退任した取締役を含めております。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の報酬額は、当社の業績及び役員報酬の世間水準、執行役員・従業員給与との整合性等を考慮し、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で決定しています。

当社では、平成28年度より、当社グループの中長期の業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を対象とした、自社株報酬制度を導入しています。

報酬額は、役位別に定められる「固定報酬」、前年度業績に対する評価を基準とする「短期業績連動報酬」、中長期的な業績を反映する「中長期業績連動報酬（自社株報酬）」で構成されます。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）加藤周二氏は、(株)小林洋行の社外取締役（監査等委員）であります。同社と当社との間には、取引関係はありません。

②当期における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況

地位及び氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況
取締役 佐藤正昭	15/15回 (100%)	12/14回 (86%)	様々な行政経験や、豊富な業務経験と知見に基づいた発言を行っております
取締役 加藤周二	15/15回 (100%)	14/14回 (100%)	経営者としての幅広い業務経験と知見に基づいた発言を行っております
取締役 山本伸浩	15/15回 (100%)	14/14回 (100%)	経営者としての幅広い業務経験と知見に基づいた発言を行っております

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

※当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

※監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

※「当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」には、非監査業務として証明書の作成業務が含まれております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に問題がある場合等、会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

事業報告

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）に関して、会社法及び金融商品取引法に基づき、取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

（1）取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業行動指針」、「コンプライアンス行動方針」をはじめとするコンプライアンス体制に関わる規程を定め、取締役、執行役員及び従業員（以下、「取締役等」という。）は、これらの規程を遵守し、法令、定款及び社会規範に則って行動する。

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、平成27年6月に「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の活用等により取締役会の監督機能を強化している。

監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査等を行う。また、取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。

内部統制部は、「会社法」及び「金融商品取引法」上の内部統制システム構築を推進するとともに、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社グループの取締役等に対する教育を行う。また、同部は、法令上疑義のある行為等について、取締役等が直接情報提供を行う手段として「内部通報規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営する。

（2）取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、「情報管理規程」等に従い、取締役の職務執行に関する情報を記録し、保存する。

取締役は、「情報管理規程」等により、常時、これらの情報を閲覧できる。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループに損害を与える違法行為、品質、天災その他のリスクについて、「リスクマネジメント委員会運営規程」に基づきリスク管理を行うとともに、「危機管理規程」に基づき損害を最小化する。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われるようにする。

執行役員は、取締役会が決議した中期経営計画を達成するため、会社の権限分配及び意思決定ルールに基づいて、効率的な達成の方法を定め、月次の損益に関する会議等において定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ、改善を促す。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グループ一体運営の確保によりグループ全体での企業価値向上を図ることを目的とする「関係会社管理規程」及び「規程管理規程」に基づき、定期的にグループ会議を開催し、グループ経営を円滑に遂行する。

当社グループにおける損失の危険の管理及びコンプライアンスについては、経営企画部及び内部統制部において管理運営する体制を採る。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性に関する事項

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の執行の補助に関する規程」を制定し、適切に運用する。

- ①監査等委員会に置かれた事務局は、監査等委員会からの協力要請に従い、その職務を補助する。
- ②内部監査部及び内部統制部は、その実施する監査に関する年度計画について、事前に監査等委員会に説明し、監査等委員会から、その修正等を求められた場合は、対応する。
- ③内部監査部及び内部統制部は、監査の実施状況について、監査等委員会に適宜報告を行い、監査等委員会が必要があると認める場合は、追加実施等を行う。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の執行の補助に関する規程」を制定し、適切に運用する。

監査等委員会の事務局に所属する従業員の採用・異動については、あらかじめ監査等委員会の同意を要する。

事業報告

(8) 当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く。）が監査等委員会に報告をするための体制並びに監査等委員会へ情報提供をした取締役等（監査等委員である取締役を除く。）に不利益な取扱いをしないようにするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の執行の補助に関する規程」を制定し、適切に運用する。

- ①当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに応じる。
- ②当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループの業務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、その内容について直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
- ③当社グループは、監査等委員会に対して報告をした取締役等について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の執行の補助に関する規程」を制定し、適切に運用する。

当社は、監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について当社に対し請求を行った場合、当該請求に関する費用又は、債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

(10) ITの活用

当社グループは、内部統制を達成するため、ERPシステム導入により、ITセキュリティの確保、ファイル管理の明確化（証跡管理）等を行う。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

(1) 法令等遵守に関する取組み

法令及び社内規程類の遵守を目的として、役員や従業員に向けた、コンプライアンス研修を実施しています。法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、当社内部統制部長及び外部弁護士を通報先とする内部通報窓口を設置し、コンプライアンス研修等を通じて、従業員へ周知しています。

(2) リスク管理に関する取組み

リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、当社グループ全体として、リスク認識を図った上で、リスク軽減策を策定し、対応状況の進捗確認を実施しています。

情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた社内規程類を整備し、コンプライアンス研修等を通じて啓発活動を実施しています。

(3) 業務の効率性向上に関する取組み

当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を取締役社長に委任し、迅速な経営判断、業務執行を実施しています。

その一方で、取締役会において、業務執行の状況を定期的に報告し、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について、議論しています。

(4) 監査等委員会に関する取組み

監査等委員は、取締役会等の重要な会議の出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を実施しています。

監査等委員会は、内部監査部及び内部統制部が行った監査に関する報告を受けのほか、当社グループ全体として、効果的な監査を実施できるよう、内部監査部及び内部統制部との緊密なコミュニケーションを図っています。

【ご参考】

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況については、次のとおりであります。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、「企業行動指針」において、法令、社内規程、及び社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い、ステークホルダー（利害関係者）と公正・公明な関係を維持し、公正な取引を行うことを掲げている。その上で、社会規範に適合した行動をとることが、当社の健全な発展のために不可欠との認識で「コンプライアンス行動方針」を策定し、反社会的勢力・団体に対して断固たる行動をとることとし、一切の関係を遮断することを掲げている。

事業報告

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力との関係を遮断する目的で「反社会的勢力対応要領」を策定し、担当統括部門を総務担当部門に一元化している。

また、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行い、各事業所及びグループ会社へ情報を周知することにより、体制の整備を図っている。

6. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成26年6月26日開催の当社第156期定時株主総会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を導入いたしました。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社グループの特長は、機能性色素・機能性樹脂・基礎化学品・アグロサイエンス・物流関連等の各分野で、それぞれのグループ会社が、高いスペシャリティを持っていることです。

その中で、当社のグループ会社は、それぞれの研究開発・生産・販売部門が三位一体となり、お客様の多種多様なご要望に対応して、独自の技術力やネットワークを活かしながら、常に、高品質の製品やサービスを提供しております。

そして、そのことが、当社グループ全体としての高い評価につながり、お客様との強い信頼関係を築いております。

こうしたグループパワーを、さらに高めるために、今後も、コスト競争力・収益力・リスク抵抗力に対し優位性を持った、当社グループを構築してまいります。

成長事業・育成事業では、経営資源を傾斜配分し、事業の一層の強化・拡大を図ってまいります。

また、有機合成を核とする得意技術とノウハウを、一層、応用展開していくことで、グループ全体の高機能・高付加価値化を進め、お客様に、よりご満足いただける製品・サービスの提供を、実現してまいります。

このように、各事業分野の専門技術に特化したグループ会社での、シナジー効果の発揮に加え、得意技術・ノウハウの応用展開により、高機能・高付加価値創出型の企業グループを目指すことが、当社並びに株主の皆様との共同の利益、及び当社の企業価値の向上に資するものと、考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業理念及び企業価値の源泉を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目指すものでなければならないと考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本対応策では、当社の株券等の大規模買付を行おうとする者は、①事前に取り締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始する、という大規模買付のルールを提示しております。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと取締役会が判断する場合には、取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて独立委員会に諮問します。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を、合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提出されないことのみをもって、大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものといたします。

大規模買付ルールが遵守されておらず、対抗措置を発動すべきであると独立委員会が勧告する場合には、取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

本対応策に基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとしますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失又は不測の損害を被るような事態が生じることは想定しておりません。

(3) 上記(2)の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

本対応策は、株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として導入するものであり、当社の株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、必要かつ十分な情報及び一定の検討期間を確保することによって、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かをご判断できる仕組みとなっております。

事業報告

本対応策の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第159期定時株主総会の終結時までとしており、その後も継続する場合は、定時株主総会において株主の皆様はその可否を判断していただくことになっております。さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会において、本対応策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本対応策は変更又は廃止されることから、株主の皆様が意思が反映される内容となっております。

対抗措置の発動等に際しては、取締役会は、独立委員会に諮問します。

独立委員会は、必要に応じて、専門家等の助言を得た上で取締役会に対して勧告を行い、取締役会は、かかる独立委員会の勧告について最大限尊重します。

これにより取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

また、大規模買付ルールを遵守して行われる大規模買付行為に対して対抗措置を発動する場合は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動できないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

以上のことから、上記（2）の取組みは、（1）の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、健全かつ安定した経営基盤の構築と企業価値の持続的向上に努め、株主の皆様へ利益を還元することを基本方針としております。

まず内部留保資金につきましては、中長期的な競争力の強化を図るべく、中核事業の拡大等の戦略投資、新規事業・製品の創出に繋がる研究開発投資に加え、コストダウン・省エネルギー・環境対応が見込まれる案件等への原資として有効に活用してまいります。

また、利益配分につきましては、業績動向、将来の事業展開、不測のリスク等を総合的に勘案し、株主の皆様への適正な利益配分を決定してまいります。

上記方針に基づき、当期の1株当たりの期末配当金につきましては、普通配当金25円に加え、創立100周年記念配当金10円を合わせて35円（支払開始予定日 平成29年6月29日）とさせていただきます。

なお、当期は、中間配当金として1株当たり25円（株式併合を考慮した場合）を実施しておりますので、1株当たりの年間配当金は、60円（株式併合を考慮した場合）となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,972	流動負債	10,491
現金及び預金	7,172	支払手形及び買掛金	4,612
受取手形及び売掛金	12,250	短期借入金	3,766
商品及び製品	3,012	未払金	973
仕掛品	415	未払法人税等	291
原材料及び貯蔵品	1,207	その他	848
繰延税金資産	554	固定負債	9,080
その他	379	長期借入金	5,346
貸倒引当金	△21	繰延税金負債	1,882
固定資産	28,457	再評価に係る繰延税金負債	1,228
有形固定資産	20,186	退職給付に係る負債	88
建物及び構築物	6,414	その他	534
機械装置及び運搬具	2,011	負債合計	19,572
土地	11,234	(純資産の部)	
建設仮勘定	188	株主資本	25,132
その他	338	資本金	11,196
無形固定資産	212	資本剰余金	9,589
のれん	14	利益剰余金	6,056
その他	198	自己株式	△1,709
投資その他の資産	8,058	その他の包括利益累計額	6,664
投資有価証券	7,407	その他有価証券評価差額金	2,238
退職給付に係る資産	282	土地再評価差額金	2,783
その他	574	為替換算調整勘定	1,205
貸倒引当金	△205	退職給付に係る調整累計額	437
資産合計	53,430	非支配株主持分	2,060
		純資産合計	33,857
		負債純資産合計	53,430

連結計算書類

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		34,739
売上原価		23,317
売上総利益		11,421
販売費及び一般管理費		9,292
営業利益		2,129
営業外収益		
受取利息及び配当金	142	
雑収入	113	256
営業外費用		
支払利息	99	
雑損失	191	291
経常利益		2,094
特別利益		
固定資産売却益	81	
投資有価証券売却益	30	
その他	3	115
特別損失		
固定資産除却損	26	
減損損失	67	93
税金等調整前当期純利益		2,115
法人税、住民税及び事業税	390	
法人税等調整額	△123	266
当期純利益		1,848
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△102
親会社株主に帰属する当期純利益		1,951

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	11,196	9,589	4,500	△1,700	23,585
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△395		△395
親会社株主に帰属する当期純利益			1,951		1,951
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	△0	1,556	△9	1,546
当連結会計年度末残高	11,196	9,589	6,056	△1,709	25,132

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,004	2,783	1,146	399	5,333	2,137	31,056
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△395
親会社株主に帰属する当期純利益							1,951
自己株式の取得							△9
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,234	—	58	37	1,331	△76	1,254
当連結会計年度変動額合計	1,234	—	58	37	1,331	△76	2,801
当連結会計年度末残高	2,238	2,783	1,205	437	6,664	2,060	33,857

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,683	流動負債	7,183
現金及び預金	3,195	買掛金	1,996
受取手形	99	短期借入金	3,586
売掛金	7,657	未払金	938
商品及び製品	2,050	未払法人税等	124
仕掛品	117	未払費用	129
原材料及び貯蔵品	746	賞与引当金	333
未収入金	65	その他の流動負債	74
前払費用	108	固定負債	8,822
短期貸付金	1,380	長期借入金	5,346
繰延税金資産	226	繰延税金負債	1,747
その他の流動資産	46	再評価に係る繰延税金負債	1,228
貸倒引当金	△9	退職給付引当金	241
固定資産	32,291	環境対策引当金	82
有形固定資産	20,058	その他の固定負債	176
建物	2,840	負債合計	16,005
構築物	1,355	(純資産の部)	
機械装置	1,630	株主資本	27,069
車両運搬具	1	資本金	11,196
土地	13,872	資本剰余金	9,589
建設仮勘定	160	資本準備金	7,093
その他の有形固定資産	197	その他資本剰余金	2,495
無形固定資産	195	利益剰余金	7,993
ソフトウェア	142	その他利益剰余金	7,993
ソフトウェア仮勘定	17	別途積立金	1,900
その他の無形固定資産	36	繰越利益剰余金	6,092
投資その他の資産	12,036	自己株式	△1,709
投資有価証券	6,612	評価・換算差額等	4,899
関係会社株式	5,309	その他有価証券評価差額金	2,116
関係会社出資金	34	土地再評価差額金	2,783
長期前払費用	49	純資産合計	31,968
その他の投資	229	負債純資産合計	47,974
貸倒引当金	△198		
資産合計	47,974		

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		21,094
売上原価		14,443
売上総利益		6,650
販売費及び一般管理費		5,589
営業利益		1,061
営業外収益		
受取利息及び配当金	688	
雑収入	303	992
営業外費用		
支払利息	96	
雑損失	186	283
経常利益		1,769
特別利益		
固定資産売却益	80	
その他	3	84
特別損失		
固定資産除却損	24	
減損損失	67	92
税引前当期純利益		1,761
法人税、住民税及び事業税	142	
法人税等調整額	△127	15
当期純利益		1,746

計算書類

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11,196	7,093	2,495	9,589	1,900	4,741	6,642
当期変動額							
剰余金の配当						△395	△395
当期純利益						1,746	1,746
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	1,350	1,350
当期末残高	11,196	7,093	2,495	9,589	1,900	6,092	7,993

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,700	25,727	923	2,783	3,706	29,434
当期変動額						
剰余金の配当		△395				△395
当期純利益		1,746				1,746
自己株式の取得	△9	△9				△9
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			1,192	—	1,192	1,192
当期変動額合計	△9	1,341	1,192	—	1,192	2,534
当期末残高	△1,709	27,069	2,116	2,783	4,899	31,968

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

保土谷化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 浩 巳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、保土谷化学工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、保土谷化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

保土谷化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 浩 巳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保土谷化学工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第159期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

監査報告

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

保土谷化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 三 柴 英 嗣 ㊟
常勤監査等委員 蛭子井 敏 ㊟
監 査 等 委 員 佐 藤 正 昭 ㊟
監 査 等 委 員 加 藤 周 二 ㊟
監 査 等 委 員 山 本 伸 浩 ㊟

(注) 監査等委員佐藤正昭、加藤周二及び山本伸浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考) 事業TOPICS

TOPICS 1

保土谷化学創立100周年記念コンサート

11月5日（土）郡山市民文化センター



当社のお取引先様とともに、郡山市内の吹奏楽部・合唱部に所属する中高生（約330名）をご招待いたしました。一般販売のチケットも早期に完売し、大変ご好評をいただきました。一流の指揮者、奏者による素晴らしい演奏に、会場中では称讃の嵐が止まず、指揮者の特別な計らいで、アンコールにも応えていただきました。

指揮者 小林研一郎
ソリスト（ヴァイオリン）千住真理子
日本フィルハーモニー交響楽団

弦楽四重奏ミニコンサート

11月6日（日）星総合病院（郡山市）

当社の郡山工場に隣接する星総合病院の病棟にて、日本フィルハーモニー交響楽団による弦楽四重奏のミニコンサートを開催いたしました。病院内に響き渡る音色に引き寄せられ、延べ60名の患者さん、ご家族の方にお立ち寄りいただきました。歌詞を口ずさむ方、時には涙ぐむ方もいらっしやって、来場者の充実したお顔を見ることができ、企画してよかったと実感しました。

TOPICS 2



株主総会会場ご案内図



日時 平成29年6月28日(水曜日) 午前10時
(受付開始: 午前9時)

会場 東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
日本工業倶楽部 2階大会堂
電話: 03 (3281) 1711 (代)

交通 J R・東京メトロ丸ノ内線
「東京駅」-----> **丸の内北口**から**徒歩2分**
東京メトロ東西線、千代田線、半蔵門線、都営地下鉄三田線
「大手町駅」->>> **B1出口** から**徒歩2分**

